

訪問・派遣・援助など	
福祉電話の貸与・電話訪問	対 おおむね65歳以上で一人暮らしの高齢者、高齢者世帯及び重度身体障害者で所得税非課税世帯 内 電話機を貸し出すとともに、希望日に電話で安否確認 無 ※電話訪問の所得税条件はありません。また、一人暮らしで75歳以上、病弱または障害のある人には緊急通報装置を取り付けます。
友愛訪問	対 一人暮らしの高齢者 内 地区の老人クラブ員が安否確認や話し相手として週2回程度訪問
ホームヘルパーの派遣	対 介護認定で非該当となった人で65歳以上の高齢者や障害者、難病患者のいる家庭 内 家族が介護を行えない場合、食事・掃除・洗濯など身の回りのお世話をするホームヘルパーを派遣(費用は1時間当たり200円～950円)
リフォームヘルパーの派遣	対 日常生活を営むのに介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者や心身障害者(児)のいる家庭 内 福祉・保健・医療・建築の専門家による居室などの住宅改造相談 無 ※事前予約が必要です。問い合わせは在宅介護支援センター更生へ。
寝具の洗濯・乾燥	対 おおむね65歳以上のねたきり、一人暮らし、認知症性高齢者、高齢者世帯、重度心身障害者 内 寝具を月1回洗濯・乾燥 無
軽度生活援助	対 前年所得が200万円以下で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 内 外出の付き添い、庭木の手入れなどの軽易な日常生活上の援助(費用は1時間当たり100円、庭木手入れは150円)
訪問理容サービス	対 ねたきり高齢者など 内 自宅に理容師が出張し、散髪を実施。利用券(400円)を年6回分発行 ※理容料金3800円は利用者の負担となります。(市民税非課税世帯は400円負担)
外出支援サービス	対 要介護1以上で特殊車両の必要な人 内 車いす用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備したタクシーを派遣 ※病院、福祉施設などへの通院、通所に限る。
成年後見制度利用支援	対 判断能力が不十分な認知症高齢者などのうち、身寄りがない場合など当事者による申し立てができない状況にある人 内 市が代わって申し立てを行います。

安城市の福祉施設	
地区社会福祉協議会	内 心配ごと相談、乳酸菌飲料の宅配サービス受け付け、車いすの貸し出し、車いす移送車<サルビア号>の貸し出し(明祥・安祥地区を除く)、高齢者用つえの給付 ●桜井地区(桜井公民館内／ ☎ <99>5294) ●東山地区(北部福祉センター内／ ☎ <97>5000) ●作野地区(作野福祉センター内／ ☎ <72>7570) ●西部地区(西部福祉センター内／ ☎ <72>6616) ●明祥地区(南部公民館内／ ☎ <92>3641) ●安祥地区(安祥公民館内／ ☎ <77>3214) ●中部地区(中部公民館内／ ☎ <76>7294) ●中央地区(社会福祉会館内／ ☎ <77>2941)
在宅介護支援センター	対 在宅の高齢者や家族 内 介護に関する相談や、必要な保健福祉サービスの提供を受けるための医療機関や市などとの連絡調整を実施(電話相談は24時間受け付け) ●中央(社会福祉会館内／ ☎ <72>0123) ●更生(安城更生病院内／ ☎ <77>9948) ●八千代(東栄町／ ☎ <97>1818) ●八千代住吉(八千代病院内／ ☎ <97>8069) ●松井(安城老人保健施設内／ ☎ <72>5112) ●安寿の郷(特別養護老人ホーム安寿の郷ホーム内／ ☎ <76>6135) ●小川の里(特別養護老人ホーム小川の里内／ ☎ <73>3535)
高齢者生きがいセンター・シルバー人材センター	内 高齢者の就業活動をすすめる拠点(百石町／ ☎ <76>1415)
老人福祉センター	内 60歳以上の人 の 憩いと生きがいと健康増進の場。浴室の利用は、火～金曜日 無 。休館日は毎週月曜日及び5月3日～5日、年末年始 ●総合福祉センター(赤松町／ ☎ <77>7888) ●北部福祉センター(東栄町／ ☎ <97>5000) ●西部福祉センター(福釜町／ ☎ <72>6616) ●作野福祉センター(篠目町／ ☎ <72>7570)
長寿社会となったため今年から変更すること	●88歳の人に県が支給していた敬老金が廃止されました。 ●90歳の顔写真展の見直しで対象者を95歳に引き上げました。



* 問 い 合 わ せ *

◆ 表中の → 高齢福祉課

◆ 表中の → 社会福祉協議会(社会福祉会館内／**☎**<77>2941)

※主な申請書は各地区社会福祉協議会及び各在宅介護支援センターにもあります。



高齢者が毎日健康で、生きがいと意欲を持って暮らせるよう、「第3次安城市高齢者保健福祉計画(あんジョイプラン3)」をもとに、介護保険以外にも様々な福祉施策を展開しています。今後も介護保険との調整を図りながら、質の高い福祉サービスを提供していきます。

対対象	内内容	無無料
高齢者教室・活動・事業など		
高齢者筋力向上 トレーニング事業	対加齢などにより身体機能が低下している人 内専門スタッフの指導による高齢者向けの機器を使った筋力向上トレーニング ※次回は 8月19日(金)開催。本紙 7月15日号で詳細掲載。	
認知症予防事業 (回想法)	内懐かしい生活用具などを囲み、作業療法士や保健師を交え高齢者同士で昔話を語らう(回想する)ことにより、生き生きとした自分を取り戻し認知症予防を図ります ※ 8月24日(木)から開催。本紙 7月15日号で詳細掲載。	
老人クラブ活動	各地域で教養講座、社会奉仕活動、スポーツなどを実施	
給付・配達・助成・手当支給・貸し出しなど		
シルバー優待証明 カードの発行	対65～69歳の人 内「南極観測船ふじ」「ポートビル」「名古屋海洋博物館」の3施設に入場できるカードの発行 無	
自動消火器の取り付け	対70歳以上で所得税非課税の一人暮らし世帯 無	
電磁調理器の給付	対70歳以上で所得税非課税の一人暮らし世帯 無	
火災警報機の給付	対おおむね65歳以上で所得税非課税世帯に属する寝たきりまたは一人暮らしの高齢者 ※限度額 1万5500円。取り付け費用などは自己負担。	
高齢者用つえの給付	対おおむね65歳以上の歩行に支障のある高齢者 無	
家具転倒防止器具 取り付け	対65歳以上の人のみの世帯 内地震防災対策として取り付け 無(材料費は実費)	
住宅リフォーム費の 助成	対65歳以上の要援護高齢者のための住宅リフォーム費(限度額10万円) ※介護保険で住宅改修ができる世帯で、リフォームヘルパーの改造相談を受けることが必要。	
ねたきり高齢者等 介護人手当	対前年所得が200万円以下で 3か月以上継続してねたきりや認知症状態の65歳以上の人の介護者 内月額5000円(入院などを除く)	
おむつ費用助成	対ねたきり高齢者等介護人手当の受給者でおむつの必要な高齢者を介護している人 内月額3000円分の利用券を交付(市民税非課税世帯は4500円)	
給食サービス	対調理が困難な65歳以上の一人暮らし、70歳以上の高齢者世帯に属する人、65歳以上の障害者で一人暮らしの高齢者及び65歳以上の障害者世帯に属する人、日中に高齢者だけになってしまう世帯 内週 3 回以内で弁当業者が配達(1食300円) ※特別食(糖尿病食)は 1食450円。	
乳酸菌飲料の宅配	対70歳以上の一人暮らし高齢者 内一本ずつ週 3 回 無	
はいかい 徘徊探知機の貸し出し	対在宅で、徘徊のみられるおおむね65歳以上の高齢者を介護している家族など 無 ※現場急行費用は有料。	
車いすの貸し出し	対家庭での日常生活に支障のある人 無	
車いす移送車(サルビア号)の貸し出し	内貸し出し期間は 4 日以内(要予約) 無 ※燃料代は利用者負担となります。	